

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	全 員 協 議 会	場 所	全 員 協 議 会 室
		担 当 職 員	阿 久 根 由 美 子
日 時	平成 2 5 年 1 2 月 6 日 (金 曜 日) 開 議 午 後 1 時 0 0 分 閉 議 午 後 1 時 5 5 分		
出 席 議 員	議 員 2 6 名		
執 行 機 関 出 席 者			
事 務 局 出 席 者	今 西 局 長、藤 村 次 長、阿 久 根 副 課 長、坂 田 主 任、三 宅 主 任		
傍 聴	可・否	市 民 6 名、報 道 関 係 者 4 名、執 行 機 関 4 名	

会 議 の 概 要

1 3 : 0 0

1 開 議

〔 木 曾 議 長 開 議 〕

〔 事 務 局 長 日 程 説 明 〕

2 住 民 投 票 請 求 条 例 の 制 定 に つ い て

< 木 曾 議 長 >

本日は第 37 号議案について各議員の自由な意見を聞き、総務文教常任委員会審査を深めるためものである。

< 馬 場 議 員 >

本会議の質疑で述べたとおり、直接請求は有用であり地方自治法に定められているものである。過去、馬路町自治会関係で直接請求、オクラホマ州立大学、丸山火葬場関係で監査請求、住民訴訟で直接請求制度が活用された。条例制定請求では初めてである。全国では原子力発電所建設、市町村合併で制度が活用されている。自治基本条例制定自治体では、そのなかで住民投票制度を規定している。今回の住民による直接請求を議会では真摯に受け止めるべきである。

< 酒 井 議 員 >

本会議の意見陳述でも述べられたように議会では建設の適否は議論していない。市

民の意見を聞くことは議会改革のうえで大切である。議会では広聴部会を設置している。市民意見を聞くことは是非やらなければならないことである。どういうことなら意見を聞いてもいいと思うのかの質疑に対する市長答弁はなかった。別の方法で市民意見を聞く方法があるのなら委員会でその方法を是非探してほしい。委員会でも市民意見を聞き受け止める方法を検討してもらいたい。基本構想を議決事件としている。基本構想の面から法的に受け入れられるものか、議会はきちんと精査するべきである。

< 福井議員 >

この会議の開催趣旨は何か。議案についての議論なら付託された総務文教常任委員会ですべきもの、何を今議論するのか。

< 吉田議員（総務文教常任委員長） >

総務文教常任委員会から全員協議会開催を依頼した。委員会審査では参考人の意見聴取、執行部説明により審査を行う。重要な議案なので論点を深める方法など意見を聞きたい。討論の議論で終わるのではなく議員の意見を聞きたい。

< 福井委員 >

常任委員は各会派から出ている。会派のなかで議論し委員に伝えることでよい。

< 齊藤議員 >

常任委員会に付託したのでそこでしっかり議論するべきである。委員会審査までに他の議員の意見を聞くのはどうかと思う。

< 木曾議長 >

幹事会で全員協議会開催を決定した。

< 立花議員 >

住民投票条例は必要である。市長意見ではスタジアムが新しい顔になると述べられている。建設による客観的経済効果の資料など正確な情報提供について委員会の議論のテーブルに乗せてもらいたい。

< 酒井議員 >

条例案は議会で修正できる。修正しないのなら、住民の心配は議会までも議論されないまま建設が進むということである。住民投票をしないのなら議会で議論をしっかりとすべきで、市民意見の聴取方法までも議会で議論してほしい。

< 苗村議員 >

住民の意見を聞く仕組みは選挙や請願でしかない。どんな形なら意見を聞くのかに対する市長答弁はなかった。市民意見反映の方法を総務文教常任委員会で探してほしい。条例案 11 条で討論会、シンポジウムなどがうたわれている、住民参加について議論をしてもらいたい。

< 明田議員 >

会派内で意見は一致しており、総務文教常任委員会で意見を述べることになる。地元からスタジアム建設に係る質問を受け情報提供もしてきた。情報が不十分という意見は聞いていない。場所は適地だと思う。住民投票の実施は考えられない。このまま建設を進めてほしい。

< 福井委員 >

市民意見を聞くのは大切である。議会もそのように思い進めている。皆と意見を異にするのは、今回は住民投票を実施するのか議会の判断を求められている。住民の意見をどう聞くのかは別の問題である。

< 眞継議員 >

広聴部会を担当している。今回問われているのはスタジアム建設ではなくて無償提供の是非である。吉田委員長からは直接請求の真意はそうではないということである。建設場所の可否なら分かりやすいと思うが、建設には反対しない無償提供の是非を問うという非常にファジーな部分でひっかかっている方がおられると感じる。今回のように立場やとり方で解釈が変わる議案を議決することでどんなメッセージを送ることになるのか心配に思う。広聴活動とは広く市民意見を聞き市政に反映することである。本来は広報広聴会議で議論すべきテーマかもしれないと思う。

< 齊藤議員 >

城陽市、京都市とは違い本市は土地を買収するが、公有地の提供という点では同じことである。経済効果も生まれる。無償提供の論点は違うと思っている。

< 吉田議員 >

住民の意見を聞くことは別に議論しないといけない。署名者の真意が大事であり聞いておきたい。住民投票以外で市民意見を聞くことを総務文教常任委員会で取り扱うのは難しい。

< 酒井議員 >

住民投票の意志がとり方で変わることはない。現計画そのものに適否に足る情報を出して無償提供でスタジアム建設というみなが共通認識していることに対して住民が意見を言いたいという意見である。市長意見はどうすればそんな解釈ができるのかという印象を持った。市民の願いは意見を聞いてほしいということである。読み違えないように判断してほしい。

< 中澤議員 >

無償提供の可否である。意見陳述ではリスクを含め議論し市民意見を聞いてほしいということであった。合意をとる努力は必要だと思う。条例の可否に限らず、意見を聞き市民理解を得られる方法を検討すべき。

< 中村議員 >

議案を判断することを基本に考えている。知事が決定するまでに無償提供の問題提起がされなかったのは残念ではある。議会は議論を重ねており、納得して今日までできていると認識している。

< 酒井議員 >

議会は平成 24 年度当初予算に附帯決議し市民的な議論を喚起するべきとしたが、市は何をしてきたか。何もせず市民は何を言っているのかという態度は納得できない。附帯決議をした議会はしっかり議論しないといけない。

< 馬場議員 >

条例案 1 条目的は妥当か、それぞれ意見を述べるべき。スタジアム建設は治水、財政負担、環境の面でよくない。より自然公園化して京都府が用地購入し、府立自然公園にすればよい。その場合なら目的は合理的である。スポーツ振興施策、場所づくりは必要で、市がどう取り組むか求められている。議会として並行して考えないといけない。

< 中澤議員 >

先に述べた意見を聞くと建設的な意見という意味である。

< 藤本議員 >

条例案は無償提供の可否であり治水や環境を問うものではない。住民投票の経費は。

< 事務局長 >

2,000 ~ 3,000 万円。

< 堤議員 >

少数意見も大切だが 56,000 人以上の民意も大切である。議会の判断は市民に無償提供の可否を聞くことかどうかである。当初から無償提供は京都府の条件であり、所有権は市が有する。

< 酒井議員 >

市民はマニフェストに全権委任をして市長に投票したのではないことがマニフェストの課題とされている。56,000 人の署名には署名用紙に全て建設地が書かれたものではなかった。約 7,000 人は市職員を含む関係者である。市外住民、重複もある。それと同列に今回の署名を考えるべきでない。

< 苗村議員 >

藤本議員が治水は別問題と言うがとんでもない。用地問題を含めている。意見陳述でも述べられていた。無償提供の可否はいろいろな問題が問われている。

< 藤本議員 >

最初はスタジアムの是非と言っていたが、意見陳述では建設の是非ではなく無償提

供の可否を問うと言われた。総務文教常任委員会では建設の賛否をはっきりしてから議論をするべきである。この条例案は住民投票に則さないことになる。

< 西口委員 >

総務文教常任委員会で十分議論されたい。意見陳述、委員会審査から判断し採決に臨む。

< 木曾議長 >

各議員は十分に考え賢明な判断を願う。

散会 13 : 55